

令和 4 年 9 月 20 日

組合員各位

広島県美容業生活衛生同業組合

全美連 総合福祉共済制度「特別給付金」：入院療養見舞金における
新型コロナウイルス感染時の請求について（対象者の変更）

現在、全美連 総合福祉共済制度「特別給付金」につきましては、加入者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院に限らず宿泊・自宅療養にも給付金が支払われておりますが、令和 4 年 9 月 26 日より政府の新型コロナ対策の方針が変更され、療養期間の短縮や全数把握が見直されることとなりました。

これにより、今後は詳細な報告が重症化リスクの高い方に限定されるため、それ以外の方は My-HER SYS 等の証明書類が発行されなくなります。このため「特別給付金」の入院療養見舞金の対象も政府が決定した発生届の対象となる重症化リスクの高い方に変更することとなりました。

今後、令和 4 年 9 月 26 日以降に新型コロナウイルスの感染が診断された方で「特別給付金」の入院療養見舞金の対象となる方は下記の重症化リスクの高い方のみとなります。（その他の感染者は対象となりません）

※令和 4 年 9 月 26 日以降に新型コロナウイルス感染と診断された方で、「特別給付金」の入院療養見舞金が請求可能となる重症化リスクの高い方

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与
または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、今後もお取り扱いについては、変更となる場合があります。